

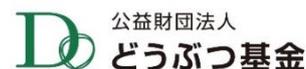
特別枠 多頭飼育崩壊現場支援報告書

申請 No.1

申請日：2016年4月21日

場所：神戸市西区 実施責任者：森久容

協力団体：神戸ナナプロジェクト・A.P.L KOBE・ミントハウス



申請から不妊手術完了までの経緯（報告書より）

神戸ナナプロジェクトから相談を受けた申請者 M 氏が現場を見に行くと、多頭飼育崩壊現場の当事者の方が所有する会社のプレハブの建物に数十台のキャリーケースが置かれ、その中に猫が入れられていた。キャリーケースに猫は閉じ込められたままとなっており、その理由は子猫ができるからと話していた。世話は週に3回、夜ご飯を与える程度であった。プレハブ内に77頭の猫を確認し、頭数が非常に多いことから、どうぶつ基金へ無料不妊手術の申請をするに至った。申請が受理され、初回の手術日には34頭引き出した。不妊手術を行うにあたり、猫全頭の不妊手術を行うことの同意書を当事者から取得していたが、手術後、当事者と申請者の関係が悪化し継続的な引き出しは困難となった。手術日に手術をした34頭は多頭飼育崩壊現場には戻さず、申請者 M 氏側で引き取り、現状を知った他団体や個人ボランティアの方々の協力の元、保護里親探しを行っている。

不妊手術頭数

手術日	オス	メス	耳カットのみ	計
4月26日	14	19	1	34

どうぶつ基金負担：不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬

現場写真



今回の取り組みを振り返り、改善すべき点や今後の配慮事項（報告書より）

いくら、同意書に一筆を取っても、通用しないケースがあると痛感した。引き上げる前に飼い主を何とかしないと、保護活動に差し支えが出てしまい、助けたくても助けられないと感じました。

どうぶつ基金スタッフメモ

今回のケースは、昨年支援した多頭飼育崩壊ケースと問題の質が大きく異なります。昨年支援したケースは、一般の飼い主が不妊手術を怠ったために、室内で繁殖し多頭飼育となってしまったケースでした。今回は、あえて猫を保護してキャリーケースに収容するという、“集めている”ケースでした。77頭という膨大な頭数の猫を、狭いケースの中で飼育することは動物愛護法のネグレクトに該当する可能性が高いと考えられます。こういった飼育環境下で飼い主が改善の意志を強く持っていない場合は、警察や保健所との連携も視野に入れて介入していく必要があると考えさせられたケースでした。

【 参 考 】

環境省虐待や遺棄の禁止

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/aigo.html

環境省飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_07.pdf